「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

子どもの虐待の発生を防止するためには、身近な場所で、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援することが重要です。

そこで、本庄市では、平成２８年５月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」を根拠とし、令和２年４月から子育て支援課内に、虐待対応を担う社会福祉士資格をもつ正規職員を配置し、令和３年４月から「子ども家庭総合支援拠点」を設置して、児童虐待の予防と対応の強化を図ります。

子ども家庭総合支援拠点の役割

（１）子どものいる家庭が対象となり、特に、要支援児童、要保護児童、特定妊婦に関する相談や通告の受付、調査、アセスメントを行い、子どもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行います。

（２）要保護児童対策協議会の事務局として、児童相談所、警察、学校、保育園、子育て世代包括支援センター等との綿密な連携を行い、子どもの安全を図ります。

（３）一時保護、措置解除後の子どもたちが地域で安全・安心に生活していくための継続的な支援を行います。

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携

子育て世代包括支援センターは、主として保健センターにおいて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の実情を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門家が相談支援等を行います。

子ども家庭総合支援拠点は、子育て支援課において、特に支援を必要としている妊産婦や児童及び保護者に対して、より専門的な実情の把握、情報提供、相談等必要な支援を行います。

このように、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童等を、子ども家庭総合支援拠点に繋ぐことで、母子保健施策と児童福祉施策は連携を図りながら、切れ目なく、より強化した支援にあたる事が出来、児童虐待の発生防止を図ることが可能となります。